

総 税 都 第 3 号
平成22年1月26日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 事 務 次 官

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」
の一部改正について

これまで、自動車の継続検査時においては、自動車税の納税確認ができない場合は検査を受けられなかったところですが、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第22条による道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の一部改正により、検査は受けられることとなりました。ただし、この場合においても、自動車税の納税確認ができないときには、自動車検査証が返付されないこととされました。また、構造等変更検査時においても自動車税の納税確認が行われることとなり、納税が確認できない場合は、継続検査と同様の取扱いとすることとされました。これらの改正は、平成22年4月1日から施行されます。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（昭和29年5月13日自乙府発第109号自治庁次長通達）の一部を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

本通知による改正後の規定は、平成22年4月1日から施行する。

